

酒類販売業免許の移転許可の場合の審査項目一覧表

酒税法 16 条《製造場又は販売場の移転の許可》の規定による酒類販売場移転許可申請については、次の項目について審査しています。

審 査 項 目		該 当 条 項 等
場 所 要 件	9号関係：正当な理由がないのに取締上不適当と認められる場所に販売場を設けようとする場合でないこと	<ul style="list-style-type: none"> ・酒税法 16 条 ・法令解釈通達 2 編 16 条 1 項
	申請販売場が酒類の製造場、酒類の販売場、酒場、料理店等と同一の場所でないこと	
需 給 調 整 要 件	申請販売場の申請者の営業が販売場の区画割り、専属の販売従事者の有無、代金決済の独立性その他の販売行為において他の営業主体の営業と明確に区分されていること	
	11号関係：酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため販売場の移転許可を与えることが適当でないと思われる場合に当たらないこと	
	次に掲げる場合で、特に支障がないと認められること <ul style="list-style-type: none"> (1) 同一販売地域内における移転で、移転後の販売場が場所要件を具備している場合 (2) 土地区画整理法等に基づく土地区画整理のため等の移転で、次に掲げる場合 <ul style="list-style-type: none"> イ 真にやむを得ない事由により販売地域を異にして移転する場合で、その移転後の販売場が場所要件を具備している場合 ロ 換地等により移転先の選定が自由にならない場合 (3) 販売場の店舗等の新築又は改築等を行うため、一時的に販売場を移転し工事完了後直ちに旧位置に復帰することが確実にであると認められる場合 	
	次に掲げる事項について確認し、申請者が、移転後の販売場において酒類の販売を引き続き行うものであると認められること	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 申請者が移転後の販売場において酒類を継続的に販売することができるものと見込まれること (2) 移転後の販売場において酒類を継続的に販売するための所要資金を賄うにたる所有資金並びに必要な販売施設及び設備を有している又は有することが確実に認められること (注) 販売場の移転先において、当該移転後の申請者の営業が、販売場の区画割り、専属の販売従事者の有無、代金決済の独立性その他販売行為において他の営業主体の営業と明確に区分されない場合、例えば、狭あいな店舗内の一部の陳列棚を賃借等して販売する移転で、いわゆる名板貸しとなるものについては、許可しないのであるから留意すること	